

協議第 8 号

初期投資経費に係る財源について

次の調整結果について協議を求める。

平成 23 年 12 月 22 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	1 初期投資経費に対しては、国及び神奈川県の財政支援制度を活用する。
---------	------------------------------------

(調整理由)

1 財源の確保について

- ・各市町の財政負担の縮減を図るため、初期投資経費に対応する国及び神奈川県の財政支援制度を最大限活用する。

初期投資に充当が見込まれる国及び神奈川県 の財政支援制度

1 国における財政支援制度

(1) 【補助金】 消防防災施設整備費補助金 (補助率: 1/2)

ア 高機能指令システム改修費のうち、改修工事に要する経費

注) 基本的には新設が対象。改修は対象外になる恐れがある。

(2) 【特別交付税】 市町村の消防の広域化に伴い必要となる経費 (消防広域化臨時経費)

市町村の消防の広域化に伴い臨時に増加する行政に要する経費の一般財源所要額の1/2について所要の特別交付税措置を講ずる (都道府県の推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに基づくものに限る。)。

ア 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備の整備に要する経費

イ 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費

ウ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費

エ その他広域化整備に要する経費

(3) 【地方債】 消防広域化事業

ア 市町村の消防の広域化 (都道府県の推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに基づき平成24年度までに行われるものに限る。)に伴い、消防力の整備指針 (平成12年消防庁告示第1号) に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署若しくは出張所又は指令センターの整備事業であって、当該広域化後5年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

・一般単独事業債 充当率 90%

・交付税措置 元利償還金の30% (交付税措置率 27%)

イ 市町村の消防の広域化 (都道府県の推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに基づくものに限る。)に伴う消防庁舎の整備 (アに係る事業を除く。)に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。

・一般単独事業債 充当率 90% [通常充当率: 市町村 75% (指定都市 70%)]

(4) 【地方債】 消防防災施設整備事業 (防災基盤整備事業 (特に推進すべき事業))

消防通信・指令施設 (消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター) の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。

・防災対策事業債 充当率 90%

・交付税措置 元利償還金の50% (交付税措置率 45%)

2 神奈川県における財政支援メニュー

(1) 【補助金】市町村消防防災力強化支援事業

ア 広域に伴う事務（補助額：補助対象事業費から特定財源等（国庫補助金、地方債、特別交付税等）を控除した額に補助率[1/2]を掛けて算出。補助限度額あり）

(ア)本部統合に伴う施設・設備、資機材等の整備

- ・物品、備品等の整備
- ・高規格車両の導入
- ・看板等整備、広報等

(イ)消防署所等の整備

- ・署所新設、改修等

(ウ)消防通信・指令施設の整備

- ・消防指令センターの整備
- ・消防救急無線デジタル化活動波の整備（基地局、車載・携帯無線設備等）